

規 則

埼玉県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十七号

埼玉県森林法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県森林法施行細則（平成十二年埼玉県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十四号までの規定中「あひせ」を「宛先」に、「あひせ

㊥」を「あひせ」（自署又は記名押印）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県森林法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。